

令和 5 年度 運営指導における指摘事項

(令和 5 年 1 月～12 月末)

令和 6 年 3 月 21 日 (木)

水戸市福祉部福祉指導課

指導第 2 係

○ 令和5年1月～12月の運営指導の概要

サービス種別	運営指導件数	サービス種別	運営指導件数	サービス種別	運営指導件数
訪問介護	29	短期入所療養介護	7	認知症対応型共同生活介護	9
訪問入浴介護	1	特定施設入居者生活介護	5	地域密着型老人福祉施設	1
訪問看護	15	福祉用具貸与	5	看護小規模多機能型居宅介護	2
訪問リハビリテーション	2	特定福祉用具販売	5	居宅介護支援	32
通所介護	28	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	介護老人福祉施設	10
通所リハビリテーション	5	地域密着型通所介護	19	介護老人保健施設	7
短期入所生活介護	15	小規模多機能型居宅介護	1		
			計	199	

○ 本書の読み方

(1) 「サービス種別」の欄については、**令和5年1月～12月の運営指導において実際に指摘したサービスのみ掲載しています。**記載がないサービス事業所においても、関係法令及び市ホームページに掲載の自己点検シートを確認し、**少なくとも1年に1度**は事業運営状況や介護給付費算定要件を自主的に点検してください。

(2) サービス種別の略称は、以下のとおりです。

訪問入浴	：訪問入浴介護	特定施設	：特定施設入居者生活介護	GH	：認知症対応型共同生活介護
訪リハ	：訪問リハビリテーション	貸与	：福祉用具貸与	地域老福	：地域密着型介護老人福祉施設
通所	：通所介護	販売	：特定福祉用具販売	看多機	：看護小規模多機能型居宅介護
通りハ	：通所リハビリテーション	定期巡回	：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅	：居宅介護支援
短期入所	：短期入所生活介護	地域通所	：地域密着型通所介護	老福	：介護老人福祉施設
短期療養	：短期入所療養介護	小多機	：小規模多機能型居宅介護	老健	：介護老人保健施設

(3) 本資料において特に説明のない場合は、指定介護予防を含みます。

1 運営基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
運営規程	1	運営規程に「苦情処理手順及び窓口の項目」がありませんでした。	<p>運営規程に記載しなくてはならない項目については、サービスごとに異なるため、それぞれ確認してください。</p> <p>なお、「苦情処理手順及び窓口」及び「入退所の基準」の項目については、市独自基準となっています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><記載例> ※令和6年4月1日から義務化 (虐待の防止のための措置に関する事項)</p> <p>第〇条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。</p> <p>二 虐待の防止のための指針を整備する。</p> <p>三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</p> <p>2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> </div>	訪問介護，訪問看護，通所，通りハ，短期入所，特定施設，地域通所，居宅，老福
	2	「入退所の基準」の項目が記載されていませんでした。		短期入所，短期療養，老福，GH
	3	運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」の項目がありませんでした。		通所
	4	運営規程に「短期入所療養介護の内容及び利用料その他費用の額」の項目がありませんでした。		短期療養
	5	運営規程に「通常の送迎の実施地域」の項目がありませんでした。		短期療養
	6	運営規程に「居室数」の項目が記載されていませんでした。		特定施設
内容及び 手続の説明及び同意	7	サービス提供の開始に際し、重要事項の説明や利用契約前にサービスの提供を行っている事例がありました。	サービス提供は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書により締結してから実施してください。	通所，特定施設
	8	重要事項説明書に「事故発生時の対応」の項目が記載されていませんでした。	「事故発生時の対応」とは、サービス提供により事故が発生した場合の対応方法のことであり、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を行う事業所内の体制や、当該事故の状況及び事故に際して採る処置について記載してください。	訪問介護，通所，特定施設，貸与，販売，GH，看多機，地域通所，居宅

	9	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目が記載されていませんでした。	「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目については、平成 30 年度から説明すべき項目として追加されています。 重要事項説明書には「実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」及び「評価結果の開示状況」の4項目を記載してください。	通所, 短期入所, 地域通所, GH, 老福
	10	居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して行うべき利用者への説明のうち、下記2項目について、口頭による説明は行われていましたが、文書の交付による説明までは行われていない利用者がいました。 ① 作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合（前6月間） ② 作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合（前6月間、上位3位まで）	居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して次の事項について説明するとともに、文書を交付した上で理解を得られるようにしてください。 ① 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること ② 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること ③ 作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合（前6月間） ④ 作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合（前6月間、上位3位まで）	居宅
	11	事業の一部を委託（連携）していましたが、それぞれの内容について利用者に文書による説明を行っていませんでした。	事業の一部委託又は随時対応サービスの一体的な実施を行うときは、重要事項説明書等の文書により、連携を行っている訪問看護事業所の事業所名や連携内容等について利用者に文書により十分な説明を行ってください。	定期巡回
事故発生時の対応	12	市へ報告すべき事故が発生していましたが、市へ報告していませんでした。	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、市へ事故発生連絡票により報告を行ってください。 なお、報告対象事故の範囲については、水戸市 HP に掲載されている「水戸市介護保険サービス事業者における事故発生時の報告取扱要項」を確認してください。	地域通所

秘密保持等	13	従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていることが確認できない事例がありました。	利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時に取り決める等、従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得たこれらの秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じてください。	特定施設
勤務体制の確保等	14	ハラスメント防止のための必要な措置を講じていませんでした。	事業者は、職場によるハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、以下の措置を講じてください。 ① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ② 相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	訪問介護、通所、特定施設、地域通所、GH、居宅
入退去	15	医師の診断書等で認知症であることを確認する前に入居していた利用者がいました。	利用者の入居前に、医師の診断書等で認知症であることを確認してください。	GH
サービスの提供の記録	16	サービス提供の記録について、記載が不十分でした。	訪問介護を提供したときには、提供した具体的なサービスの内容等を明確に記録してください。	訪問介護
定員の遵守	17	利用定員を超えてサービスの提供を行っていた日がありました。	1月間（暦月）の利用者の平均が利用定員を超えていた場合、発生月の翌月から定員超過が解消されるに至った月まで、利用者の全員について介護報酬の基本部分が70%に減算となります。 また、定員超過利用の減算に該当している月については、個別機能訓練加算（I）イも算定できません。 事業所は、定員を遵守するとともに、災害その他のやむを得ない事情により利用定員を超えてサービスの提供を行う場合は、速やかに市介護保険課へ報告してください。	通所

非常災害対策	18	消防計画に基づいた必要な避難等の訓練が行われていませんでした。	各種防災訓練において、消防計画に規定する訓練は必ず実施してください。 また、宿泊サービスを行っている場合は、夜間における防災対策を確保するため、夜間又は夜間を想定した訓練も定期的実施してください。	通所
	19	非常災害対策に関する計画を立てていませんでした。	事業所の立地等から起こり得る非常災害に対処するため、夜間、停電、通信手段の途絶等の状況を踏まえた具体的計画を立て、従業員に周知し、定期的に避難訓練及び計画の見直しを行ってください。	通所
	20	非常災害に備えた食料、水、燃料、防災機材等の備蓄がありませんでした。	非常災害に備え、食料、水、燃料、防災機材等の備蓄に努めてください。 また、備蓄品名、数量、賞味期限等を記載した備蓄品一覧表も作成し、定期的に確認してください。	通所
苦情処理等	21	苦情の窓口は定めていましたが、苦情処理に関するマニュアルを作成していませんでした。	苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要（マニュアル等）を作成してください。	訪問介護
身体拘束等の適正化	22	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、3月に1回以上開催しなければいけないところを、4月に1回の開催となっていました。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催してください。 また、その結果について、介護従事者その他の従業員に周知徹底を図ってください。 なお、基準を満たさない場合は減算になることがありますので注意してください。	GH
記録の保管	23	記録の保管について、事業所においてサービス提供に関する記録等は契約終了後から5年間保管しているにもかかわらず、運営規程には「サービスを提供した日から5年間」と記載されていました。	「サービス提供した日から5年間」と、市条例で定められている「完結した日から5年」よりも短い期間となってしまうため、改善が必要となります。 なお、「完結した日から5年」より長く保管することを妨げるものではありません。 また、実際は運営規程に記載された年数と実態が違っている場合は、実態に即した内容を記載してください。	訪問介護、貸与、販売

変更届	24	サービス単位数を変更した際に、変更届が提出されていませんでした。	事業所の名称及び所在地、事業所の建物の構造、専用区画、運営体制（運営規程）、その他厚生労働省令で定める事項の変更があった場合は、10日以内に、その旨を市へ届け出てください。 なお、その際には変更内容がわかる資料を添付してください。	通所
	25	通常の事業の実施地域を変更するにあたり、運営規程を変更していませんでした。		通所
	26	事務室の場所が変更されていましたが、事業所変更届出書を提出していませんでした。		訪問介護，短期入所
	27	利用者の処遇に充てられる設備等が変更されていましたが、変更届を提出していませんでした。		地域通所

2 人員基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	
勤務体制の確保等	28	勤務日ごとの勤務した職種及び職種ごとの勤務時間数の実績等が明確に分かる書類（人員基準確認の根拠となる書類）が作成されていませんでした。	従業者の日々の勤務時間（実績）、職務の内容、常勤・非常勤の別等が明確に分かる勤務表を月ごとに作成・保存し、従業員の配置状況が常に人員基準を満たしているか確認してください。 なお、法人の役員であっても、人員基準上で必要な職種に従事している場合は、出勤日及び勤務時間が確認できる書類を整備し、保存してください。	訪問介護，訪問看護，通所，地域通所	
	29	勤務表の作成に当たり、管理者の欄を作成していませんでした。		通所	
	30	勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できる書類（以下、「勤務表」という。）の作成に当たり、看護職員兼機能訓練指導員として勤務していた職員について、看護職員としての業務に従事した時間と、機能訓練指導員として従事した時間を分けずに作成していました。		個別機能訓練加算（Ⅰ）イは、機能訓練指導員が直接機能訓練を提供することが算定要件となっているため、看護職員として従事した時間と、機能訓練指導員として従事した時間を分けた上で、勤務表を作成してください。	通所
	31	事業所として、毎月29日以降人員基準を満たしていることを確認していませんでした。		通所介護サービスの人員基準は、提供日ごとに必要な配置がされていることを確認してください。	通所

	32	従業者の出勤日及び勤務時間が確認できる書類がありませんでした。	人員基準上で必要な職種に従事している場合は、出勤日及び勤務時間が確認できる書類（タイムカードなど）を整備し、保存してください。 なお、法人の役員であっても、人員基準上で必要な職種に従事している場合は、出勤日及び勤務時間が確認できる書類（タイムカードなど）を整備し、保存してください。	訪問介護，通所，短期入所，老福
	33	夜勤職員配置加算について、認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで基準を満たしていることがわかる記録が明確に残されていませんでした。	認知症ケア加算を算定している介護老人保健施設の夜勤職員配置加算の基準は、認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで満たすことが算定要件となっているため、暦月ごとの夜勤時間帯における延夜勤時間数を認知症専門棟とそれ以外の部分で分け、それぞれで基準を満たしていることが明確にわかるような形で記録を残してください。	老健
従業者の員数	34	営業時間を短縮したことにより、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達した生活相談員又は介護職員が配置されていない状態になりました。	営業時間を見直すとともに、生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤の従業者となるよう配置してください。	通所
	35	営業時間を短縮したことにより、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達した管理者が配置されていない状態になりました。	管理者が常勤となるよう、営業時間を見直してください。	通所
	36	夜間時間帯において、オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員が配置されていませんでした。	提供時間帯を通じて、オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員を配置してください。	定期巡回
	37	生活相談員が、事業所のサービス提供時間の中で、配置されていない日がありました。	生活相談員は、事業所のサービス提供日ごとに、サービス提供時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数配置してください。	通所
	38	看護職員が、事業所のサービス提供時間の中で、配置されていない日がありました。	専ら事業所のサービス提供に当たる看護職員は、単位ごとに1以上必要です。 基準を満たさない場合、介護報酬が3割減算になることがありますので、注意してください。	通所

	39	機能訓練指導員が配置されていませんでした。	機能訓練指導員は、事業所につき1以上の配置が必要となるので、早急に配置してください。	短期入所
	40	訪問介護職員の員数が、常勤換算方法で2.5以上配置されていませんでした。	人員が欠如した状態でサービス提供を行うことは不適切であるため、新規採用や法人内での配置換えなど、人員基準を満たすための措置を速やかに取ってください。 また、人員基準を満たす見込みがない場合は、早急に休止届又は廃止届を市介護保険課へ提出してください。	訪問介護
変更届	41	人員配置の変更時に、変更届が提出されていませんでした。	管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員等の資格が必要な職種の従業者の変更に係る変更届を市へ提出してください。 また、指定に係る事業所の名称及び所在地、その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市へ提出してください。	訪問看護、通所、短期入所、地域通所、GH、看多機、居宅、老福、老健

3 個別サービス計画、居宅サービス計画等について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
個別サービス計画	42	提供するサービス内容に変更が生じた際に、訪問介護計画の変更がされていない事例がありました。	個別サービス計画は、新規、更新及び提供するサービス内容に変化が乗じたときは、居宅サービス計画に沿って作成してください。 また、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載してください。	通所、地域通所
	43	居宅サービス計画とサービス内容が異なっている事例がありました。		訪問介護、通リハ
	44	個別サービス計画について、具体的なサービス内容等が記載されていない事例がありました。		訪問介護
	45	サービス提供前に個別サービス計画を作成していない事例がありました。		訪問介護、通所、貸与
	46	個別サービス計画についての説明、同意及び交付が実施されていない利用者がいました。		訪問介護、通所、地域通所
	47	個別サービス計画についての説明、同意及び交付がサービス提供前に実施されていない利用者がいました。		訪問介護、通所、短期入所、地域通所、GH

	48	個別サービス計画の作成に当たり、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題を明らかにするアセスメントを実施したことが明確に確認できない事例がありました。	個別サービス計画は、居宅サービス計画の内容に沿って、個別サービス事業者としてアセスメントを実施した上で作成してください。 また、アセスメントについては、その内容を記録するなど、実施したことが明確に確認できるようにしてください。 なお、情報収集は初回のみではなく、計画の更新、変更時にも行い、情報収集した際は、記録に残してください。	訪問介護，通所，短期入所，短期療養，地域通所，居宅
	49	福祉用具貸与計画を作成する際、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境の根拠となる情報が記録に残されていない事例がありました。	福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画書の内容に沿って、福祉用具貸与事業者として情報収集を行い、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、作成してください。 (厚生労働省が作成している「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を参考にしてください。)	貸与
	50	訪問介護計画の作成後、サービス提供責任者が当該訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）をしたことが明確に確認できない事例がありました。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、定期的にモニタリングを実施し、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行ってください。 また、モニタリングを実施したことが明確に確認できるようにしてください。	訪問介護
	51	個別サービス計画について、計画に位置付けた内容に対する評価がなされていない利用者がいました。	個別サービス計画を更新する際は、サービスの実施状況や目標に対する評価を実施し、利用者又は家族に説明を行ってください。	通所，地域通所
	52	リハビリテーション計画の進捗状況について、初回の評価及び定期的な評価を実施していましたが、その記録が明確に記載されていませんでした。	リハビリテーション計画の進捗状況については、計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に初回の評価を、その後はおおむね3月ごとに評価を実施し、その結果を明確に記録してください。	訪リハ，通りハ
宿泊サービス計画	53	宿泊サービス提供の開始に際し、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付・説明を行っていない利用者がいました。	宿泊サービスの提供の開始に際しては、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行ってください。	地域通所

	54	<p>宿泊サービス計画に、具体的なサービスの内容等を記載していませんでした。</p> <p>また、宿泊サービス計画についての説明、同意及び交付が実施されていませんでした。</p>	<p>宿泊サービス計画には、具体的なサービスの内容等を記載した上で、利用者またはその家族に対し、説明、同意及び交付を実施してください。</p>	地域通所
居宅サービス計画	55	<p>居宅サービス計画の作成に当たり、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題を明らかにするアセスメントを実施したことが明確に確認できない事例がありました。</p>	<p>居宅サービス計画原案は、アセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望等を勘案し、作成してください。</p> <p>また、アセスメントについては、その内容を記録するなど、実施したことが明確に確認できるようにしてください。</p>	看多機
	56	<p>居宅サービス計画の変更時に、サービス担当者会議を開催していることが明確ではない事例がありました。</p>	<p>居宅サービス計画の新規作成及びその変更する際は、原則としてサービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めてください。</p> <p>また、実施したことがわかる書類を整備してください。</p>	看多機
	57	<p>居宅サービス計画についての説明、同意及び交付がサービス提供前に実施されていない利用者がいました。</p>	<p>居宅サービス計画は、サービス提供前に利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者から同意を得てください。</p>	看多機
	58	<p>モニタリングが適切な時期に実施されていませんでした。</p>	<p>少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、その結果を記録してください。</p>	看多機
	59	<p>支援経過に記載されるべき項目が記載されていませんでした。</p>	<p>支援経過は、介護支援専門員がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものなので、アセスメント及びモニタリングの実施や面接場所、プランを交付したこと、「軽微な変更」の場合の根拠や判断理由等について、今後は過不足なく明確に記録してください。</p>	看多機

施設サービス計画	60	施設サービス計画を作成する際、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行っていることが確認できない入居者がいました。	施設サービス計画は、解決すべき課題の把握（アセスメント※）を行った上で作成してください。 ※入所者の有する日常生活上の能力や入所者を取り巻く環境等の評価を通じて入所者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。	特定施設、老福、老健
	61	初回の施設サービス計画作成に当たって、サービス担当者会議を行っていませんでした。	施設サービス計画の作成に当たっては、入所者に対する福祉サービスの提供にあたる他の担当者を招集して行う会議（サービス担当者会議）の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めてください。	老福
	62	施設サービス計画を作成する際、サービス担当者会議が実施されていない事例がありました。		特定施設、老福
	63	施設サービス計画について、サービス提供前に文書による同意を得ていない事例がありました。	施設サービス計画の作成に当たっては、サービス提供前に文書により入所者の同意を得てください。	老福
	64	引き続き入所する入所者に対する新たな施設サービス計画についての説明、同意及び交付が、前回の施設サービス計画の期間が切れた後に実施されていた入所者がいました。		老福
	65	施設サービス計画の作成後、モニタリングが実施されたことが明確に確認できない事例がありました。	施設サービス計画の作成後のモニタリングについては、定期的実施し、その結果を記録してください。	老福
	66	施設サービス計画について、支援経過に計画作成に係る一連の業務を実施したことが記載されていない事例がありました。	施設サービス計画の作成に係る一連の業務等について、支援経過等に過不足なく明確に記録してください。	老福
ケアプラン	67	居宅サービス計画の作成に係る一連の業務を実施していることは確認できましたが、利用者に対するサービスの提供に関する記録のうち、アセスメントの結果の記録が整備されていない事例がありました。	アセスメントの結果について、今後は明確に記録に残してください。 また、アセスメントの実施について、支援経過等にも過不足なく明確に記録してください。	居宅

	68	サービス担当者会議に欠席した担当者から、意見を聴取していませんでした。	サービス担当者会議の開催にあたりやむを得ない理由で担当者が欠席する場合は、事前に照会等により専門的な見地からの意見を聴取してください。 また、事前に得た意見を会議に反映し、議事録に欠席の理由と共に意見を記載してください。	居宅
	69	支援経過に記載されるべき項目が記載されていませんでした。	支援経過は、介護支援専門員がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものなので、アセスメント及びモニタリングの実施や面接場所、プランを交付したこと、「軽微な変更」の場合の根拠や判断理由等について、今後は過不足なく明確に記録してください。	居宅

4 報酬・加算について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
報酬	70	サービス提供の記録により確認された月と異なる月で介護報酬を算定している事例がありました。	介護報酬の算定については、実際にサービスを行った月に算定してください。 なお、計画していたサービス内容を実際に提供していない場合は、介護報酬は算定できません。	訪問介護
	71	サービス提供の記録により確認された回数と異なる回数で介護報酬を算定している事例がありました。		通所
特定事業所加算	72	特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たり、全ての訪問介護員に対する研修は実施されていましたが、一部の訪問介護員について個別具体的な研修計画が策定されていませんでした。	特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たっては、登録ヘルパーを含む全ての訪問介護員に対し、訪問介護員ごとに個別具体的な研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施してください。	訪問介護
サービス提供体制加算	73	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）について、算定要件を満たしていないにもかかわらず算定していました。 また、算定要件の確認を年度末に行っていませんでした。	サービス提供体制強化加算を連続した年度において算定する場合は、算定を開始した年度だけでなく、毎年度末に職員の平均割合の算出等を行い、算定要件を満たしていることを確認・記録し、次年度の算定を行ってください。	GH

緊急時訪問介護加算	74	緊急時訪問介護加算について、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨の記録は確認できましたが、要請のあった時間、要請の内容の記載が不十分でした。	緊急時訪問介護加算について、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等、漏れなく記載してください。	訪問介護
緊急時訪問看護加算	75	1月以内の1回目の緊急時訪問を夜間に行った際、緊急時訪問看護加算を算定しているにもかかわらず、夜間の訪問看護に係る加算を算定している事例がありました。	緊急時訪問看護加算を算定している場合、1月以内の1回目の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できません。	訪問看護
	76	緊急時訪問看護加算について、利用者の同意は得ていましたが、記録が明確ではありませんでした。	緊急時訪問看護加算については、緊急時訪問看護体制が整備されているステーションにおいて、利用者に対し当該加算について十分な説明を行った上で、利用者が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定が可能となるため、利用者の同意を得たことが明確にわかるように記録してください。	訪問看護
早朝・夜間、深夜加算	77	早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱いについて、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられていない時間にサービスを実施した際に当該加算を算定している事例がありました。	訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯であっても、居宅サービス計画上または訪問介護計画に位置付けられていない場合には当該加算は算定ができません。	訪問介護
ターミナルケア加算	78	ターミナルケア加算について、利用者及びその家族の同意は得ていましたが、記録が明確ではありませんでした。	ターミナルケア加算は、医師が回復の見込みがないと診断した入所者に対し、本人または家族の同意を得て入所者のターミナルケアに係る計画を作成したうえで必要なターミナルケアを行った場合に算定が可能となります。	訪問看護
	79	ターミナルケア加算について、ターミナルケアが開始される前に算定している事例がありました。		老健
初回加算	80	初回加算の算定について、算定要件を満たしていることが確認できない事例がありました。	初回加算は、利用者に対して新規に訪問介護計画を作成し、かつ、サービス提供の初回又はその属する月にサービス提供責任者が訪問介護を行った場合又は同行した場合に算定が可能となります。	訪問介護

初期加算	81	初期加算について、入居後すぐに入院した入居者に対し、入居した日から起算して30日以内の期間以上算定していました。	初期加算は、入居した日から起算して30日以内の期間に算定できる加算であり、30日分算定できる加算ではありません。 入居した日から起算して30日以内の期間中に当該入居者が入院をした場合は、その入院日数を除外した日数のみ算定してください。	GH
個別機能訓練加算	82	個別機能訓練加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、実際には個別機能訓練を実施しておらず、計画も作成されていない利用者に対して算定されている事例がありました。	個別機能訓練加算の算定に当たっては、サービス提供前に多職種の方が協働して個別機能訓練計画の作成を行い、利用者又はその家族へ説明し同意を得てから実際にサービスの提供を行う等の要件を満たした場合に算定してください。	特定施設
	83	個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画書が確認できない利用者がいました。		通所
	84	個別機能訓練計画の変更に当たり、サービス提供前に利用者又はその家族の同意を得ていない事例がありました。		老福、通所
	85	個別機能訓練加算（Ⅰ）口の算定について、個別機能訓練に関する記録が明確に記載されていませんでした。	個別機能訓練に関する記録は、実施時間、実施内容及び担当者等が明確にわかるように記載してください。	通所
	86	個別機能訓練加算について、居宅訪問及びアセスメントを実施していることが確認できない利用者がいました。	個別機能訓練計画の作成に当たっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（ADL、IADL等）の確認を実施し、その結果を明確に記録してください。 また、3月ごとに1回以上、利用者の居宅における生活状況をその都度確認した上で、必要に応じて計画の見直しを行ってください。	通所
	87	個別機能訓練加算について、利用者の居宅での生活状況を確認していましたが、その記録が明確に記載されていない事例がありました。	居宅訪問をしていない利用者については加算を算定できません。	通所、短期入所
	88	個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定に当たり、個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していない事例がありました。 また、情報を3月に1回厚生労働省に提出していない事例がありました。	個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定に当たっては、最低3月ごとに1回以上LIFEを用いて個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出してください。 また、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）口の算定ができない利用者についても、個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定はできません。	通所

入浴介助加算	89	入浴介助加算（Ⅱ）について、入浴を実施していることは確認できましたが、個別の入浴計画が確認できない利用者がありました。	個別の入浴計画が確認できない利用者については、入浴介助加算（Ⅱ）ではなく入浴介助加算（Ⅰ）を算定してください。	通所
口腔機能向上加算	90	口腔機能向上加算について、以下のような事例がありました。 ① 口腔機能改善管理指導計画が作成されていない。 ② 口腔機能が低下しておらず、又低下のおそれがない利用者について算定している。 ③ 3月ごとの口腔機能の評価の結果、口腔機能に問題のない利用者について引き続き算定している。 ④ ①②の利用者について、口腔機能改善管理指導計画の内容等の情報を厚生労働省に提出していない。	口腔機能向上加算については、口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に算定でき、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者についてのみ、引き続き算定できます。 また、口腔機能向上加算（Ⅱ）の算定に当たっては、最低3月ごとに1回以上LIFEを用いて口腔機能改善管理指導計画の内容等の情報を厚生労働省に提出してください。	通所
経口維持加算	91	経口維持加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、当該加算を算定する予定ではなく、経口維持計画を作成していない利用者に対して、誤って算定されている事例がありました。	加算の算定については、算定要件及び算定対象を確認の上、サービス提供の実績を基に算定してください。	老福
リハビリテーションマネジメント加算	92	「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算」について、初回の評価及び定期的な評価を実施していましたが、その記録が明確に確認できませんでした。	「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算」については、リハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を実施し、その結果を明確に記録してください。	老健